

令和3年度

栃木市寺尾財産区特別会計
決算審査意見書

栃木市監査委員

栃市監第23号
令和4年8月17日

栃木市寺尾財産区
管理者 栃木市長 大川 秀子 様

栃木市監査委員 福地 武司

栃木市監査委員 古澤 ちい子

令和3年度栃木市寺尾財産区特別会計決算審査意見書について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和3年度栃木市寺尾財産区特別会計歳入歳出決算及び関係書類を栃木市監査基準に準拠して審査しましたので、その結果について、意見書を提出いたします。

令和3年度

栃木市寺尾財産区特別会計歳入歳出決算審査意見

第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項の規定に基づく審査

第2 審査の期間

令和4年7月5日から令和4年8月16日まで

第3 審査の対象

令和3年度 栃木市寺尾財産区特別会計歳入歳出決算

第4 審査の着眼点

- (1) 歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書（以下「決算書等」という。）は法令の規定に準拠して作成されているか。
- (2) 決算書等の計数は正確で、証拠書類と一致しているか。また、決算書等相互の関連計数は一致しているか。
- (3) 予算は適正に執行されたか。
- (4) 事務事業は経済的、効率的、かつ効果的に執行され、目的を達成しているか。

第5 審査の方法

例月出納検査の結果及び定例監査の結果を踏まえ、下記により審査を行った。

- (1) 決算書等及び関係諸帳簿の突合、確認並びに決算計数及び財政指標の分析的手続。
- (2) 予算の執行状況について、関係部課等の職員に質問をし、説明を求めた。

第6 審査の結果

第1から第5に記載した事項のとおり審査を実施した限りにおいて、決算書等は法令の規定に準拠して作成されており、計数においても正確であると認められた。

また、予算は適正に執行されており、事務事業においても効率的に執行されていると認められた。

栃木市寺尾財産区特別会計

1 決算の状況

歳入決算額 25,243,577円（対予算現額 99.0%）
 歳出決算額 16,614,246円（対予算現額 65.2%）
 歳入歳出差引額 8,629,331円（形式収支額）

（単位：円）

区分	年度	令和3年度	令和2年度	対前年度増減
	①歳入総額		25,243,577	25,622,887
②歳出総額		16,614,246	22,590,584	△5,976,338
③形式収支額 (①－②)		8,629,331	3,032,303	5,597,028
④翌年度へ繰り越すべき財源		0	0	0
⑤実質収支額 (③－④)		8,629,331	3,032,303	5,597,028
⑥前年度実質収支額		3,032,303	3,351,774	△319,471
⑦単年度収支額 (⑤－⑥)		5,597,028	△319,471	5,916,499

2 歳入

（単位：円・%）

区分	年度	令和3年度	令和2年度	対前年度増減
	予算現額		25,500,000	23,700,000
調定額		25,243,577	25,622,887	△379,310
収入済額		25,243,577	25,622,887	△379,310
不納欠損額		0	0	0
収入未済額		0	0	0
収入率	対予算	99.0	108.1	△9.1
	対調定	100.0	100.0	0.0

決算額は25,243,577円で、前年度と比較して379,310円減額した。これは令和2年度繰越金が令和元年度と比較して減少したことが主な要因である。収入率は予算現額に対して99.0%、調定額に対して100.0%となっている。

歳入の主なものは、土地貸付収入 22,211,274 円 (88.0%)、前年度繰越金 3,032,303 円 (12.0%) である。

3 歳出

(単位：円・%)

区分 \ 年度	令和3年度	令和2年度	対前年度増減
予算現額	25,500,000	23,700,000	1,800,000
支出済額	16,614,246	22,590,584	△5,976,338
翌年度繰越額	0	0	0
不用額	8,885,754	1,109,416	7,776,338
執行率	65.2	95.3	△30.1

決算額は 16,614,246 円で、前年度と比較して 5,976,338 円減額した。これは星野遺跡周辺整備事業費の増加により積立額が減少したことが主な要因である。

執行率は予算現額に対して 65.2%となっている。

歳出の内訳は、議会運営費 1,139,384 円 (6.9%)、財産区有山林管理事業費 1,426,408 円 (8.6%)、運営基金積立金 4,000,000 円 (24.1%)、一般会計繰出金 10,048,454 円 (60.5%) である。

4 公有財産

(1) 土地及び建物

土地の決算年度末現在高は 712,364 m²で、前年度と比較して増減はなかった。

建物の決算年度末現在高は 46 m²で、前年度と比較して増減はなかった。

(2) 山林

山林の決算年度末現在高は 712,364 m²で、前年度と比較して増減はなかった。

立木推定蓄積量の決算年度末現在高は 17,522 m³で、前年度と比較して 160 m³増加した。これは、スギ、ヒノキ等の生育による材積量の増加が主な要因である。

(3) 出資による権利

みかも森林組合出資金の決算年度末現在高は 2,580,000 円で、前年度と比較して増減はなかった。

5 物品

(1) 測量製図用機械器具類

測量製図用機械器具類の決算年度末現在高は、森林管理業務支援システム一式で、前年度と比較して増減はなかった。

6 基金

栃木市寺尾財産区運営基金決算年度末現在高は、258,196,000 円で、前年度と比較して 4,000,000 円増加した。

これは、運営基金積立金として 4,000,000 円を積み立てたためである。

むすび

当財産区の豊かな自然は、自然生態系の保護等に大きな役割を担うとともに、市民の暮らしに安らぎと潤いをもたらすものである。

その中で、「財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村との一体性を損なわないように努めなければならない」ことが基本原則とされていることから、計画性のある効率的な事業推進、適正かつ正確な財務事務の執行、コスト縮減に引き続き努められたい。

また、基金については、当財産区の安定した運営に支障をきたすことのないよう、金融情勢を的確に把握し、確実かつ有効な運用に留意するとともに、適切な公金管理に努められることを併せて要望する。更に公平性の観点からも応分の費用負担を含め、将来において有効な活用方法についても考慮されたい。

なお、当財産区のこれまでの成果を踏まえつつ、長期的な視点に立ち財産区のあり方を検討されるとともに、併せて財産区の森や緑そのものが、市民に安らぎを与え、自然環境の保全や水資源の涵養といった公益的な役割を果たす貴重な資源であることから、これらの活用策についても、引き続き地域住民及び議会等関係者による協議を進められるよう望む。

今後とも市全体に寄与できるような財産区であるよう望むとともに、当財産区の管理運営がより効率的に執り行われることを期待する。